

FAX 送信のご案内

発信日 5月12日(水)

本紙共 4 枚

発信先 会員各位

発信元 熊本東南ロータリークラブ
会長 松本一也
幹事 福井 学

〒860-0846
熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル内
TEL 096-354-4521
FAX 096-354-4053
EMAIL serc@serc2720.org

Rotary
Club of Kumamoto
Southeast



2021年5月12日「会長の時間」および「幹事報告」

新緑の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。

5月12日の「会長の時間」と「幹事報告」をお送りさせていただきます。

会長の時間

令和3年 5月12日

松本 一也

身分制社会

私たち昭和生まれは、江戸時代には「士農工商」という身分制度があったと、日本史の教科書で習いました。

「士農工商」という言葉はもともと、中国で使われていました。紀元前1000年頃の中国の漢詩に書かれた、「士農工商、四民に業あり」という言葉は、あらゆる職業の民、すべての民を意味するものでした。

「士農工商」の概念は、奈良時代までには日本に取り入れられました。当時は、徒士や足軽の多くが武装した農民から発生していたため、「士」と「農」の違いは曖昧なものでした。その後、戦国時代後期である、天正9年（1582年）頃から始まった太閤検地や天正16年（1588年）の刀狩によって、それまで比較的流動性があった武士と百姓が分離され、その職業（身分）が固定化されるようになりました。

このような武士階級と、それ以外の階級の身分を分けた、兵農分離政策は江戸時代にはいと強化されるようになり、職業は代々受け継がれていく世襲制となりました。これにより、武士は他の三民（農民、職人、商人）よりも高い身分に置かれ、政治を行うことのできる階級とされ、苗字帯刀などの特権が認められ、髪のかき方、服装などに差異が設けられ、武士とそうでない者の婚姻は禁じられました。

このように、士農工商は本来持つ職業概念からかけ離れ、実際には「武

士」を高い身分におき、農・工・商を順位として捉えるのではなく、「百姓」と「町人」を同列にし、また、「工」という概念はなく、町に住む職人・商人は町人、村に住む職人・商人は百姓とされ、職業ではなく住む場所によって、百姓を村単位で、町人を町単位で把握していました。

つまり、近世史研究の発展により、いままで言われてきた身分制度としての「士農工商」が実態と異なっていたことが明らかになりました。

東京書籍の教科書に関するQ&Aには、教科書から「士農工商」の記述がなくなった経緯が次の通り解説されています。

『武士は支配層として上位になりますが、他の身分については、上下、支配・被支配の関係はないと指摘されています。特に、「農」が国の本であるとして、「工商」より上位にあったと説明されたこともあったようですが、身分上はそのような関係はなく、対等であったということです。また、近世被差別部落やそこに暮らす人々は「武士―百姓・町人等」の社会から排除された「外」の民とされた人として存在させられ、先述した身分の下位・被支配の関係にあったわけではなく武士の支配下にあったということです』(抜粋)

これらの見解をもとに、東京書籍の教科書では平成12年度から「士農工商」という記述をとりやめました。他の教科書にも同様に、記述はないそうです。

私も、ついこの前まで、江戸時代には「士農工商」という身分制度があったと思い込んでいました。面目ない次第です。教科書といえども、時代とともに変わっていくものだと実感しました。

令和3年5月12日

■ 幹事報告 ■

幹事 福井 学

■ 来信案内

1)

硯川昭一 ガバナー、開克行 地区青少年奉仕部門長、三角雄介 地区RYLA委員長より、2020～2021年度RYLAセミナー延期の連絡。

(5月21日～23日に開催予定してありましたRYLAが次年度に延期になりました)